

重機の安全使用について

【ここをチェック！！】

トラクター・ショベル等の車両系建設機械等を運転する場合は、技能講習等を修了した者でなければ運転することができません。

労働安全衛生法第61条・労働安全衛生法施行令第20条



チェックしよう！



無資格運転
禁止！

1. 事業主等を含み、車両系建設機械等の運転が必要な場合は、適正な資格（裏面を参照）を取得しましょう。
2. 車両系建設機械等については、道路交通法上の免許（大型特殊自動車免許等）だけでは作業できません。
3. フォークやバケット上に作業者を乗せる、ショベルの爪にロープを引掛けて荷を吊る等、主たる用途以外で重機を使用することは法令違反となります。
4. 車両系建設機械、フォークリフトは、資格のある検査業者等による特定自主検査が必要です。
5. 作業を行うときは、作業計画を作成しましょう。

正しい運転知識がないまま作業をすると、大きな災害に繋がります。

不幸な労働災害を無くすため、技能講習等を必ず受けましょう！



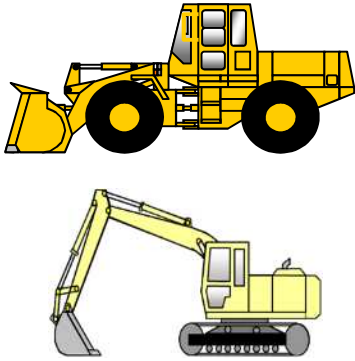
お問い合わせ先 釧路労働基準監督署 電話(0154)45-7836



適正な資格とは



車両系建設機械(例)



資格要件

機体重量

3 t 以上・・・**技能講習修了者**
労働安全衛生法施行令第20条

3 t 未満・・・**特別教育修了者**
労働安全衛生規則第36条



車両系荷役運搬機械(例)



資格要件

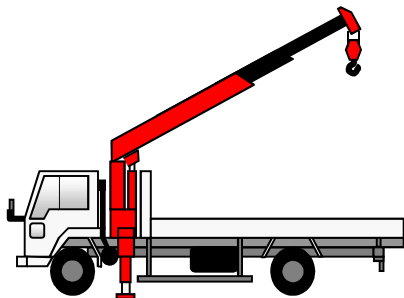
最大荷重(最大積載量)

1 t 以上・・・**技能講習修了者**
労働安全衛生法施行令第20条

1 t 未満・・・**特別教育修了者**
労働安全衛生規則第36条



移動式クレーン(例)



資格要件

つり上げ荷重

5 t 以上・・・**免許**(移動式クレーン運転士)
労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条

1 t 以上5 t 未満・・・**技能講習修了者**
労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条

1 t 未満・・・**特別教育修了者**
労働安全衛生規則第36条・クレーン則第67条



特定自主検査の実施後は、
車体に検査済みステッカー
を貼りましょう！

